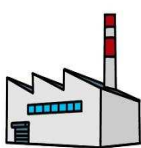


千葉県立地企業助成制度のご案内



◎必ず、事前にお問い合わせください。

お問合せ先：商工労働部企業立地課 電話 043 (223) 2444

◆◆◆ 補助対象事業の要件及び補助額 ◆◆◆

種目	要件		補助額	補助限度額
大規模投資 企業立地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 製造業の工場又はその他県の産業振興施策に合致するものとして知事が特に認める施設 ■ 投下固定資産額が500億円以上 ■ 事業従事者が300人以上 		投下固定資産額の3%	70億円
本社立地	投資型	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本社 ■ 投下固定資産額が30億円以上 ■ 事業従事者が200人以上 	投下固定資産額の2%	10億円
	雇用型	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本社 ■ 投下固定資産額が30億円未満 ■ 事業従事者が200人以上 	県内在住事業従事者×10万円 (正規雇用者以外は5万円)	1億円
研究所立地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自然科学研究所 ■ 投下固定資産額が3億円以上 ■ 事業従事者が10人以上 		投下固定資産額の2%	10億円
工場立地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 工業団地等（指定の団地に限る。）に立地する製造業の工場 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 投下固定資産額が3億円以上 ■ 事業従事者が10人以上 	投下固定資産額の2%	10億円
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定振興地域（半島振興地域、人口減少の著しい地域等）に立地する製造業の工場 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 投下固定資産額が1億円以上 ■ 事業従事者が5人以上 		
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 工場誘導地区（工業系用地で別に知事が指定する区域）に立地する製造業の工場 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村が助成等を行う ■ 投下固定資産額が3億円以上 ■ 事業従事者が10人以上 	投下固定資産額の1%	5億円
市町村自立 促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県の指定する市町村の区域に立地する ■ 製造業、情報サービス業又は道路貨物運送業の施設その他地域経済の活性化に資するものとして知事が特に認める施設 ■ 市町村が助成又は市町村税の課税免除等を行う ■ 投下固定資産額が5千万円以上 		投下固定資産額の2%	1億円 (ただし、市町村による助成又は市町村税の課税免除等の額を限度とする。)

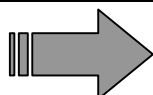
※ 上記制度内容における注意事項の説明及び対象区域等は裏面をご覧ください。

注意事項の説明

- 1 本制度による補助の対象となるのは、平成21年4月1日以降に用地を取得（借地を含む。）の上、建物の建設又は取得する場合（「市町村自立促進事業」については、平成21年4月1日以降に建物の建設又は取得を行う場合）に限ります。ただし、「本社立地（雇用型）」については、この限りではありません。
- 2 「製造業」、「自然科学研究所」、「情報サービス業」、「道路貨物運送業」は日本標準産業分類に分類される事業をいいます。
- 3 「投下固定資産額」は、建物及び償却資産の取得に要する費用（ただし、車輛等、対象とならない費用もあります。）で、土地代は含まれません。
- 4 「事業従事者」は、工場等において事業に従事する者で、直接雇用する者に限ります。
- 5 「工場立地」、「市町村自立促進事業」の各種目の対象となる区域は、下記別表のとおりです。
- 6 「大規模投資企業立地」、「研究所立地」、「工場立地」の各種目については、既存の工場等の増設等、新たに設置しようとする工場等が既存の工場等と一体と認められる場合は、補助の対象としません。（「市町村自立促進事業」はこの規定を受けません。）
- 7 過去に県から立地に関する補助を受けた企業又はその関連企業がその工場等の敷地内、又は隣接地に工場等を設置する場合は、補助の対象となりません。
- 8 補助制度の活用にあたっては、建物取得、賃借の契約締結前又は建設着工前に立地計画書を提出し、平成26年3月31日までに立地計画の認定を受けることが必要です。

別表「工場立地」及び「市町村自立促進事業」の対象となる区域

種 目	区 域	
工場立地	工業団地等	千葉土気緑の森工業団地、松崎工業団地、袖ヶ浦椎の森工業団地、空港南部工業団地、成田新産業パーク、かずさアカデミアパーク、ちばリサーチパーク、船橋ハイテクパーク、富里第二工業団地、千葉東テクノグリーンパーク、柏サイエンスパーク、千葉ニュータウン、市原市都市計画事業潤井戸特定土地区画整理事業施行地区、木更津都市計画事業金田東特定土地区画整理事業施行地区、二之袋工場適地（東金市二之袋及び大網白里町細草に所在する工場適地）、木更津南部地区工業用地、佐倉都市計画事業酒々井南部土地区画整理事業施行地区
	特定振興地域	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、君津市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、横芝光町、睦沢町、白子町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
	工場誘導地区	工業団地等以外の工業系用地（準工業地域、工業地域又は工業専用地域）のうちから、知事が指定する区域（平成24年4月時点で千葉市、松戸市、茂原市、柏市、市原市、袖ヶ浦市、白井市、大網白里市内の工業系用地が指定されています。具体的な区域はお問い合わせください。）
市町村自立促進事業	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、印西市のうち旧印旛村及び旧日本埜村、神崎町、多古町、東庄町、大網白里町、九十九里町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町	



お問合せ先：商工労働部企業立地課 電話 043 (223) 2444